

令和6年9月9日

A 様

静岡市監査委員 遠 藤 正 方

同 白 鳥 三和子

同 寺 澤 潤

同 稲 葉 寛 之

### 静岡市職員措置請求について（通知）

令和6年8月15日付け地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により提出された静岡市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、次のとおり結果を通知します。

#### 第1 結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求を却下する。

#### 第2 請求の内容

1 請求人の住所及び氏名

住所 静岡市葵区

氏名 A

2 請求書が提出された日

令和6年8月15日

3 本件請求の要旨

五番町自治会長が令和2年7月13日付けで申請した静岡市自主防災資機材購入補助金103,000円及び同会長が令和3年6月5日付けで申請した静岡市自主防災資機材購入補助金88,000円について、それぞれ自主防災資機材購入補助金交付要綱、静岡市補助金等交付規則第16条各号、第17条、補助金等適正法各条文違反に該当し、静岡市民の財産に損害を与えているため、補助金の交付を取り消し、返還を求める措置を講ずることを請求する。

#### 第3 結果の理由

1 住民監査請求の対象となる行為について

住民監査請求は、地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地

から、職員の違法又は不当な行為等の予防又は是正を図ることを本来の目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするのではなく、その対象は、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実に限定されている。

本件請求は、次の2件の公金の支出を違法又は不当であると主張するものであると解する。

(1) 五番町自治会長からの令和2年7月13日付け申請を受けて静岡市が交付した静岡市自主防災資機材購入補助金103,000円（以下「令和2年度補助金」という。）

(2) 五番町自治会長からの令和3年6月5日付け申請を受けて静岡市が交付した静岡市自主防災資機材購入補助金88,000円（以下「令和3年度補助金」という。）

## 2 請求期間について

令和2年度補助金及び令和3年度補助金は、いずれも過年度の支出であるところ、法第242条第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定していることから、まず、本件請求が1年を経過する前に行われたか否かについて検討する。

令和2年度補助金及び令和3年度補助金のいずれについても、交付があった日については請求書に記載がないものの、各年度における財務会計上の行為を実施することが可能であったのは各年度の出納整理期間が満了する翌年の5月31日までであるから、最も遅い場合でも、令和2年度補助金にあっては令和3年5月31日が、令和3年度補助金にあっては令和4年5月31日が当該行為のあった日又は終わった日となる。それぞれの日から請求のあった日まで、既に1年以上経過していることは明らかである。

したがって、令和2年度補助金及び令和3年度補助金を対象とする請求については、法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」が存しない限り、同項の請求期間制限の規定に反した不適法なものとなる。

この「正当な理由」の有無について、最高裁判所は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁判所昭和63年4月22日判決・最高裁判所平成14年9月12日判決）と判示している。そして、「相当な期間内」に監査請求をしたか否かについては、公金の支出があったことが明らかになった日から4か月余りを経過した日になって初めて監査請求を行った事案につき法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」があるということとはできないとした判例（最高裁判所昭和63年4月22日判決）、新聞報道によって不明朗な支出であることが指摘されていたことについて、新聞報道の日から84日を経過した日に初めて監査請求を行った事案につき相当な期間内に

監査請求をしたものということはできないとした判例（最高裁判所平成14年9月12日判決）、情報公開条例に基づく開示請求により具体的な内容が明らかになった1か月後に監査請求を行ったことについて「正当な理由」があるとされた判例（最高裁判所平成20年3月17日判決）などがあり、個別の事情に応じて判断することになるが、おおよそ4か月が経過すると「相当な期間内」と認められない傾向にあると解することができる。

この点について本件をみると、請求書には「令和4年度再度理事に就任するまでの間、五番町自治会の運用実態が自治会会員に知らされず知ることが出来ない」、「令和4年度に自治会役員理事に就任して初めて問題を知り」と記載されている。請求人の記載した「令和4年度」の始期と終期は明らかではないが、仮に令和4年の最終月である12月から当該年度が開始したとしても、令和5年11月には年度末を迎えることから、請求人は、遅くとも令和5年11月末日には相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に令和2年度補助金及び令和3年度補助金の存在及び内容を知ることができた状態にあったと解することができる。すると、令和5年11月末日から請求日である令和6年8月15日まで8か月以上が経過していることとなる。この期間は考え得る最も短いものであり、官公庁、静岡市自治会連合会、静岡市葵区自治会連合会などと同様に令和4年度が令和4年4月から開始した場合には、同年度の年度末となる令和5年3月に請求人が当該補助金の交付について知ったとしても、1年4か月以上が経過していることとなる。最高裁判所がこれまでに示してきた「相当な期間内」を鑑みると、本件請求は「相当な期間内」に監査請求を行ったものと認める余地はないと考える。

したがって、本件請求において、請求期間を経過した「正当な理由」があると認めることはできず、本件請求は請求可能な期間を経過した不適法な請求であると言わざるをえない。

### 3 結論

以上のことから、本件請求は、不適法な請求として却下を免れない。

よって、第1のとおり決定する。